

石岡市介護保険課からの指導事項

令和7年3月19日

養介護施設従事者による高齢者虐待について（資料2-1 ※県資料）

高齢者虐待は、重大な権利侵害です。養介護施設従事者における高齢者虐待には、ケアに直接かかわらない職員（役員）も「従事者」に含まれます。虐待の事実があった場合は、監査の実施、行政指導・行政処分（指定取消・指定の一部停止等）が行われる事があります。

	R6	R5	R4	R3	R2
通報受理	2	2	3	2	2
虐待あり	0	1	2	1	1

（虐待類型）

身体的虐待 5

心理的虐待 1

介護サービス情報の公表について（資料2-2 ※県資料）

業務管理体制の届出について（資料2-3 ※県資料）

施設における結核対策（資料2-4 ※県資料）

在宅ケアハラスメント対策について（資料2-5 ※県資料）

介護サービス提供施設・事業所における交通事故の防止について（資料2-6 ※県資料）

令和7年4月1日からの介護給付費等の算定と運営基準について（資料2-7）

事業所の指定申請について（資料2-8-1～4）

- 1 指定変更の届出は、変更があった日から10日以内です。期限内の提出が難しい場合は、介護保険課にご連絡ください。
- 2 指定申請に関する文書の簡素化・標準化を推進しています。ガイドライン（資料 2-8-1、2-8-2）は必ず確認してください。

3 令和7年4月1日から、指定申請は原則として電子申請届出システムを利用してください。操作等が困難な場合は、できるだけ個別対応いたしますのでご連絡ください。(システムの操作については電話対応不可)

介護現場の生産性向上について (資料2-9 ※県資料)

地域密着型サービスの利用について (資料なし)

地域密着型サービスとは、石岡市民が住み慣れたこの地域で最後まで暮らすことができるように用意されたサービスです。他市町村の住民は原則として利用することはできません。

他市町村からの転入者についても、転入後の石岡市民としての居住歴の有無を確認いただき、地域密着型サービスの適正な運営にご協力ください。

事故の報告について (資料2-10-1~3)

事故報告の提出は、事故発生から5日以内に行うこととされています。期限内の提出が難しい場合は、その旨を電話でご連絡ください。

事故を理由とした、利用者様やご家族様からの相談・苦情があった際にスムーズに対応するためです。また、その場合でも事故報告書は「第1報」として取り扱います。

(居宅介護支援のみ)特定事業所集中減算について (資料2-11-1、2-11-2)

(居宅介護支援のみ)市へ届出が必要な介護報酬算定・ケアプランについて

1 福祉用具の軽度者申立 (資料 2-12-1)

2 同居家族のいる生活援助算定(資料 2-12-2)

ケアプランに、家族の支援を受けられない状況や認知症等の症状があることその他の事情により、訪問介護(生活援助中心型)の利用が必要である理由が明確に記載されている場合は、ケアプランの提出をもって「生活援助算定シート」の提出とすることができます。

提出が必要かどうかは、「生活援助算定シート」の ☐ で確認してください。3に該当する場合に提出が必要です。2に該当する場合は、その旨を介護支援経過記録やサービス担当者会議の要点等に記録しておくとい良いでしょう。

3 要介護認定期間の半数を超える短期入所の算定

介護給付費の適正な利用にご協力ください。

4 ケアプランの届出が必要な事例

(1)生活援助中心の算定が、下記の基準※を超える場合、その必要性をケアプランに記載するとともに、市にケアプランを届出ください。(石岡市居宅運営基準第 16 条第 20 項)

※厚生労働大臣が定める基準

要介護1	27 回
要介護2	34 回
要介護3	43 回
要介護4	38 回
要介護5	31 回

(2)ケアプランに位置づけられたサービスが下記の基準※を超える場合、市町村からの求めがある場合には、ケアプランの届出が必要です。(石岡市居宅運営基準第 16 条第 21 項)

※厚生労働大臣が定める基準

ア 居宅サービス計画に位置付けられたサービス費の総額が区分支給限度額に占める割合:100 分の 70 以上

イ 訪問介護に係る居宅介護サービス費が、サービス費の総額に占める割合:100 分の 60 以上

(小規模多機能のみ)安全・質の確保・負担軽減委員会の設置について (資料なし)

【条例】石岡市指定地域密着型サービスの事業の人員, 設備及び運営に関する基準を定める条例

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

※看多機は 202 条準用、認知症対応型共同生活介護は第 128 条準用、地域密着型介護老人福祉施設は 189 条準用

第 106 条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化, 介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に関催しなければならない。

【解釈通知】指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について (平成 18 年 3 月 31 日 老計発第 0331004 号、老振発第 0331004 号、老老発第 0331017 号)

地域密着型基準第 86 条の2(※指定地域密着型サービスの事業の人員, 設備及び運営に関する基準を定める条例、石岡の条例では第 106 条の2)

は、介護現場の生産性向上の取組を促進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置及び開催について規定したものである。なお、本条の適用に当たっては、令和6年改正省令附則第4条において、3年間の経過措置を設けており、令和9年3月31日までの間は、努力義務とされている。

本委員会は、生産性向上の取組を促進する観点から、管理者やケア等を行う職種を含む幅広い職種により構成することが望ましく、各事業所の状況に応じ、必要な構成メンバーを検討すること。なお、生産性向上の取組に関する外部の専門家を活用することも差し支えないものであること。

また、本委員会は、定期的を開催することが必要であるが、開催する頻度については、本委員会の開催が形骸化することがないように留意した上で、各事業所の状況を踏まえ、適切な開催頻度を定めることが望ましい。

あわせて、本委員会の開催に当たっては、厚生労働省老健局高齢者支援課「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」等を参考に取組を進めることが望ましい。また、本委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

なお、事務負担軽減の観点等から、本委員会は、他に事業運営に関する会議(事故発生の防止のための委員会等)を開催している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。本委員会は事業所毎に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。委員会の名称について、法令では「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」と規定されたところであるが、他方、従来から生産性向上の取組を進めている事業所においては、法令とは異なる名称の生産性向上の取組を進めるための委員会を設置し、開催している場合もあるところ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策が適切に検討される限りにおいては、法令とは異なる委員会の名称を用いても差し支えない。